

# 第6回

## 議会議員・農業委員会の委員の 定数及び任期等の取扱い小委員会

### 会議資料



日時：平成20年8月28日（木）午前9時30分から

場所：高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」中研修室

小林市・高原町・野尻町合併協議会

## 第6回議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会 会 議 次 第

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 小委員会の運営について

(1) 公開・非公開について

(2) 会議録署名委員の指名

4 協 議

(1) 農業委員会の委員の定数及び任期等について（最終確認）

(2) 議会の議員の定数及び任期等について

5 その他

6 閉 会

## < 目 次 >

- ① 第6回議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会  
会議次第・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- ② 会議資料目次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- ③ 協議 (1) 農業委員会の委員の定数及び任期等について・・・・・・・・ P 3
- ④ 協議 (2) 議会の議員の定数及び任期等について・・・・・・・・ P 4
- ⑤ 議会の議員の定数及び任期の取扱い調整方針の状況(参考資料)・・・・・・・・ P 5
- ⑥ その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14

## 協 議

### (1) 農業委員会の委員の定数及び任期等について(最終確認)

#### 農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い

1. 高原町及び野尻町の農業委員会は、合併時に小林市の農業委員会に統合するものとする。
2. 農業委員会等に関する法律第7条の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項第2号の規定を適用し、小林市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。
3. 在任特例適用後、1市2町のそれぞれの区域に選挙区を1つずつ設置する。各選挙区における選挙の委員の定数については、旧小林市区域22名、旧高原町区域8名、旧野尻町区域6名を基本とし、新市において在任特例期間中に調整する。
4. 農業委員会の委員の報酬額は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時まで定め

## 協 議

### (2) 議会議員の定数及び任期等について

#### 2回目の特例適用について

① 特例（定数・在任）を適用した場合、合併後最初の一般選挙でも適用するのか。

- 2回目の特例を適用（ する ・ しない ）

#### 特例適用後の選挙区について

② 合併後最初の一般選挙で選挙区を設置するのか。

- 選挙区を設置（ する ・ しない ）

#### 新市の議員定数について

③ 新市の議員定数（条例定数）を何人にするのか。

- 合併後最初の一般選挙における議員定数は（                      ）人とする。

- 選挙区を設けた場合

小林市区域（              ）人

高原町区域（              ）人

野尻町区域（              ）人

#### 特例の適用について

① 定数特例の適用

② 在任特例の適用

#### 報酬の取扱いについて

- 小林市特別職報酬等審議会に諮り定める。

## ■議会の議員の定数及び任期の取扱い調整方針の状況（参考資料）

### ●合併新法下での編入合併の調整方針の事例（合併予定含む）

#### ■山梨県笛吹市（原則）

市町村の合併の特例等に関する法律第8条及び第9条の規定は適用しない。

#### ■群馬県高崎市（在任特例）

1. 榛名町の議会の議員は、市町村の合併の特例等に関する法律第9条1項第2号の規定を適用し、高崎市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、引き続き高崎市の議会の議員として在任する。  
なお、当該高崎市の議会の議員として在任することとなる議員の報酬の額は、従前の報酬の額とする。
2. 高崎市の議会の議員の定数は、合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り46人とし、公職選挙法第15条第6号の規定を適用し、合併前の高崎市の各選挙区のほかに、合併前の榛名町の区域に選挙区を設け、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の数は3人とする。

#### ■岡山県岡山市（定数特例）

1. 建部町については、市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項の規定（定数特例）を適用する。なお、合併の期日が平成18年10月31日から平成19年1月22日までの間の場合は、同条第5項の規定を併せて適用する。
2. 瀬戸町については、市町村の合併の特例等に関する法律第8条及び第9条の規定は適用しない。

#### ■埼玉県熊谷市（原則）

1. 江南町の議会の議員は、市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項及び第9条第1項第2号の規定を適用せず、合併の日の前日をもって失職する。
2. 合併後最初に行われる一般選挙により選出される熊谷市の議会の議員の定数は、36人とする。

#### ■神奈川県相模原市（定数特例）

議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第8条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を適用し、相模原市の議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、編入される藤野町に設けられる選挙区の議会議員の定数は、1人とする。

#### ■栃木県宇都宮市（原則）

1. 上河内町及び河内町の議会議員は、合併の日の前日をもって失職する。
2. 合併後、最初に行われる一般選挙から、宇都宮市議会議員の定数を50人とする。
3. 合併後、最初に行われる一般選挙に限り、合併前の宇都宮市、上河内町及び河内町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、これらの選挙区の議会の議員の定数を合併前の宇都宮市の区域を区域とする選挙区45人、合併前の上河内町の区域を区域とする選挙区1人、合併前の河内町の区域を区域とする選挙区4人とする。

### ■宮崎県延岡市（原則）

1. 北川町の議会の議員については、合併の前日をもって失職する。なお、合併後、初めて実施する議会の議員の一般選挙については、選挙区を設けないこととし、定数34人で選挙を行うことが望ましい。
2. ただし、選挙後、現在の議員定数30人からの削減検討を求める。

### ■佐賀県佐賀市（定数特例）

1. 編入する佐賀市の議会議員の残任期間（平成21年10月22日）に限り、議員定数を44人とする。
2. 合併後50日以内に、川副町3人、東与賀町1人、久保田町2人による増員選挙を行う。

### ■愛知県豊川市（定数特例）

合併時に音羽町及び御津町の議会議員は身分を失い、合併後、市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項及び同条第3項の規定に基づき、新市の議会議員の定数を35人とし、音羽町の区域を選挙区とする増員選挙（定数2）及び御津町の区域を選挙区とする増員選挙（定数3）を実施するものとする。

### ■静岡県島田市（定数特例）

1. 合併特例法第8条第2項の規定により、現在の島田市議会議員の残任期間に相当する期間に限り、島田市議会議員の定数を、同項の規定により算出される2人を加えた29人の合併特例定数とする。
2. また、合併特例法第8条第3項の規定により、現在の川根町の区域を選挙区とし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議員定数を2人とした増員選挙を実施する。

### ■熊本県熊本市（定数特例）

1. 議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例等に関する法律（以下「法」という。）第8条第2項の規定（定数特例）を適用する。また、合併後最初に行われる一般選挙においては、法第8条第5項の規定（定数特例）を適用する。
2. 議会の議員の報酬及び費用弁償の取り扱いについては、合併時に熊本市の例により統合する。

### ■静岡県静岡市（原則）

市町村の合併の特例等に関する法律の特例制度は適用しない。

### ■静岡県富士市（定数特例）

議会の議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第8条第2項及び第3項の規定により、富士市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、富士市の議会の議員の定数36人に、合併前の富士川町の区域に設けられる選挙区から選出される議員3人を加え39人とする。

### ■静岡県焼津市（在任特例）

1. 大井川町の議会の議員は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第9条第1項第2号の規定を適用し、焼津市の議会の議員の残任期間、引き続き焼津市の議会の議員として在任するものとする。

2. なお、合併後、最初に行われる一般選挙の定数は25人以内とし、新市において決定するものとする。

#### ■静岡県藤枝市（定数特例）

1. 合併前の藤枝市の議員の残任期間に限り、地方自治法第91条第5項の規定により藤枝市議会定数条例を改正し、3人を増員し、議員定数を27人とする。岡部町の区域を選挙区とする増員選挙を合併後行う。
2. 合併後最初の一般選挙の定数は、合併後の市の議会において市民の意見や行財政改革の推進など多角的な視点を踏まえて、適切な人数となるよう検討する。

#### ■栃木県真岡市（定数特例）

1. 議会の議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第8条第2項及び第3項の規定により、真岡市の議員の残任期間に相当する期間に限り、真岡市の議員の定数22人に、二宮町の区域に設けられる選挙区の議会の議員の定数6人を加え28人とする。  
合併後最初に行われる一般選挙における議会の議員の定数については、28人以内で新市において決定する。
2. 議員の報酬、期末手当及び政務調査費については、真岡市の制度に統一する。

#### ■群馬県前橋市（定数特例）

前橋市の議会の議員の定数は、市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項及び第3項の規定を適用し、前橋市の議会の議員の残任期間に限り、合併前の前橋市の議会の議員の定数に、合併前の勢多郡富士見村の区域を区域として設けられる選挙区の定数を加えた数とし、当該選挙区の定数は、3人とする。

#### ■宮城県気仙沼市（在任特例）

1. 本吉町の議会の議員は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第9条第1項第2号の規定を適用し、気仙沼市の議会の議員の残任期間に限り、気仙沼市の議会の議員として引き続き在任する。
2. 合併後、最初に行われる一般選挙においては、市町村の合併の特例等に関する法律第9条第3項の規定により準用される第8条第5項の規定を適用せず、定数を30人と定める。

#### ■宮崎県宮崎市（在任特例）

1. 清武町議会の議員は、市町村の合併の特例等に関する法律第9条第1項第2号の規定を適用し、宮崎市議会の議員の残任期間に限り、引き続き宮崎市議会の議員として在任する。合併後の最初の一般選挙は、市町村の合併の特例等に関する法律の特例を適用せず、宮崎市議会の議員の条例定数で行うものとする。
2. 在任特例期間中の清武町議会の議員の報酬については、「宮崎市特別職報酬等審議会」の意見を聴いて合併までに定めるものとする。

#### ■福岡県八女市（定数特例）

1. 議会の議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第8条第2項及び第3項の規定により、八女市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、2町2村のそれぞれの区域ごとに選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、八女郡黒木町6人、同郡立

- 花町 5 人、同郡矢部村 1 人及び同郡星野村 1 人とする。
2. 前号に規定する特例適用期間の報酬等は、八女市の制度に統一する。
  3. 特例適用期間後の八女市議会の議員の定数については、30 人以内で合併の日までに調整する。

## ●人口6万人規模の都市における調整方針の事例（合併旧法）

### ■和歌山県紀の川市（新設・原則）

1. 市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項及び同法第7条第1項の規定による特例は適用せず、公職選挙法第33条第3項の規定に基づき、新市の設置の日から50日以内に設置選挙を行う。
2. 地方自治法第91条第7項に定める新市の議会議員の定数は、26人とする。ただし、新市の設置後最初に行われる選挙に限り、30人とする。
3. 公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区は設けない。

### ■青森県十和田市（新設・在任特例）

1. 両市町の議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成18年12月31日まで（2年間）引き続き新市の議会議員として在任する。
2. 在任特例適用後の新市の議会議員の定数は、26人とする。

### ■岡山県総社市（新設・在任特例）

1. 3市村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成18年5月1日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。
2. 地方自治法第91条第7項の規定による新市の議会の議員の定数は、24人とする。
3. 議会の議員の報酬の額については、総社市の例による。

### ■茨城県常総市（編入・在任特例）

1. 石下町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第2号を適用し、水海道市の議会の議員の残任期間、引き続き在任するものとする。
2. なお、新市の議員定数は28人とする。

### ■福島県白河市（新設・在任特例）

1. 4市村の議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定に基づき在任特例を適用する。
2. 在任特例を適用する期間については、合併の日から平成19年4月30日までとする。
3. 在任特例を適用する期間の議員報酬については、4市村の現行報酬とする。ただし、合併の前日までにおいて議員報酬の減額を行っている市村にあつては、減額前の報酬とする。
4. 新市の議会の議員定数は、30人とする。
5. 新市において最初に行われる議員選挙に限り、公職選挙法第15条第6項の規定により4市村の区域ごとに選挙区を設けることとし、各選挙区における定数は、次のとおりとする。  
白河選挙区20人 表郷選挙区4人 大信選挙区3人 東選挙区3人

### ■山口県山陽小野田市（新設・在任特例）

1. 小野田市、山陽町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。
2. 地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定に基づき、小野田市、山陽町の協議により、あらかじめ定める新市の議会の議員の定数については、30人とする。
3. 在任特例適用期間の2年間における議員報酬は、現在の小野田市、山陽町の議員報酬の総額を超えない範囲で合併時まで調整し、在任特例適用期間後の議員報酬については、財政事情を勘案のうえ、現行の報酬額及び同規模の地方自治体の例をもとに新市において調整する。

### ■愛知県愛西市（新設・在任特例）

1. 議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定（以下「在任特例」という。）を適用し、平成18年4月30日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。
2. 在任特例適用後の新市の議会議員の定数は30人とする。
3. 選挙区については、新市全域を1選挙区とする。
4. 新市の議会議員の報酬については、次のとおり取り扱うものとする。

#### 【在任特例期間における報酬額】

在任特例適用時の議会議員の報酬額は、現行報酬額をそれぞれ引き継ぐものとする。

#### 【一般選挙後の報酬額】

同規模の自治体の例をもとに第三者機関の意見を聴いて合併時まで4町村の長が協議して定める。

### ■宮城県気仙沼市（新設・原則）

1. 議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第7項の規定に基づき、定数を30人とし、新市の設置の日から50日以内に選挙を行う。
2. 選挙区は、全市域で1選挙区とする。

### ■香川県観音寺市（新設・原則）

1. 新市の議会の議員については、新市の設置の日から50日以内に、地方自治法第91条第7項の規定に基づき、1市2町の協議により、あらかじめ定める定数により設置選挙を行うものとし、市町村の合併の特例に関する法律に規定する議会の議員の定数及び在任に関する特例はこれを適用しない。
2. 地方自治法第91条第7項の規定に基づき、1市2町の協議により、あらかじめ定める新市の議会の議員の定数については、24人とする。
3. 選挙区については、全市域で1選挙区とする。

#### ■宮崎県日向市（編入・在任特例）

1. 東郷町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、日向市議会議員の残任期間に限り、日向市議会の議員として在任する。（26名+8名=34名）
2. 合併後、最初に行われる一般選挙は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第5項に規定する特例を適用せず、公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区も設けないこととし、その時点での日向市議会の条例定数によるものとする。
3. 現日向市の議員報酬は現行どおりとし、在任する東郷町の議員報酬は月額27万円とする。

#### ■熊本県宇城市（新設・在任特例）

1. 議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、合併後1年3ヶ月間、平成18年4月30日まで、引き続き新市の議会議員として存在する。
2. 公職選挙法第15条6項に規定する選挙区は設けないこととする。
3. 在任特例適用後の議会議員の定数については28人とする。ただし、在任特例適用後の選挙に限り、定数は30人とする。

#### ■青森県むつ市（編入・在任特例）

1. 川内町、大畑町、脇野沢村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、引き続きむつ市の議会の議員として在任する。
2. 在任期間中の報酬額は、むつ市の議会議員は、現行のとおりとし、川内町、大畑町、脇野沢村の議会議員は、3町村の平均額とする。
3. 合併後、最初に行われる一般選挙については、定数30人として各市町村を単位とする選挙区を設ける。選挙区における定数は、むつ市は21人、川内町は3人、大畑町は4人、脇野沢村は2人とする。その後の一般選挙の選挙制度については、合併後、最初に行われる選挙後の新しい議会において検討する。

#### ■群馬県安中市（新設・在任特例）

1. 両市町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成19年4月30日まで新市の議会の議員として在任する。
2. 在任特例後の新市の議員の定数は、28人とする。なお、次の一般選挙時の定数は24人とする。

#### ■福島県二本松市（新設・在任特例）

1. 議会議員の定数について  
合併後最初に行われる選挙により選出される新市の議会の議員の定数については、地方自治法第91条第2項第6号に定める上限数の30人とする。
2. 議会議員の任期について  
各市町の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成18年6月30日まで引き続き新市の議員として在任する。
3. 議会議員の報酬等について  
新市議会の議員の報酬等については、在任特例を適用する期間は各市町の現行のとおりとする。
4. 議会議員の選挙区について  
合併後最初に行われる新市議会議員の選挙区については、公職選挙法第15条第6項

の規定に基づき、旧市町毎に選挙区を設け、各選挙区の定数は、公職選挙法第15条第8項の規定により、人口に比例して定める。

#### ■島根県浜田市（新設・定数特例）

1. 新市設置後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定（議会議員の任期は4年とする）を適用し、36人とする。
2. 新市設置後最初に行われる選挙は、公職選挙法第15条第6項及び公職選挙法施行令第9条の規定を適用し、合併前の全ての関係市町村の区域ごとに選挙区を設けるものとし、各選挙区において選挙すべき定数は、次のとおりとする。  
浜田市の区域 22人 金城町の区域 4人 旭町の区域 3人  
弥栄村の区域 2人 三隅町の区域 5人
3. 新市設置後最初に行われる設置選挙後の一般選挙の議会議員の定数は、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき30人とする。

〔付帯意見〕

新市の議会においては行財政改革推進の観点から、議会議員の定数を削減する方向で検討されたい。

#### ■秋田県能代市（新設・原則）

1. 地方自治法第91条に規定する新市の議会議員の定数は28人とする。
2. 市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例を適用せず、1選挙区で設置選挙を行う。

#### ■京都府京丹後市（新設・原則）

1. 地方自治法第91条の規定に基づき、3市町村の協議により定める新市の議会議員の定数は、30人とします。
2. 合併特例法第7条第1項1号（在任特例）の規定を適用し、3市町村の議会議員は、平成19年2月15日まで引き続き新市の議会議員として在任する。

#### ■青森県五所川原市（新設・在任特例）

1. 地方自治法第91条の規定に基づき、3市町村の協議により定める新市の議会議員の定数は、30人とします。
2. 合併特例法第7条第1項1号（在任特例）の規定を適用し、3市町村の議会議員は、平成19年2月15日まで引き続き新市の議会議員として在任する。

## ■新潟県十日町市（新設・定数特例）

### 1. 議員の定数

新市の議会の議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第2項の規定に基づき30人とする。

### 2. 定数の特例

合併後、最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第6条第1項の規定を適用し、その定数を40人とする。

### 3. 選挙区の設置

合併後、最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第6項の規定を適用し、5市町村の区域ごとに選挙区を設け、その選挙区ごとに選出する議員の定数は、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第9条の規定を適用し、現在の十日町市を区域とする選挙区は19人、川西町を区域とする選挙区は8人、中里村を区域とする選挙区は6人、松代町を区域とする選挙区は4人、松之山町を区域とする選挙区は3人とする。

## ■石川県七尾市（新設・在任特例）

1. 1市3町の議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年1月間引き続き新市の議会の議員として在任する。

2. 新市の議会議員の定数は30人とする。

3. 選挙区については新市において在任特例期間中に検討する。

## ■北海道石狩市（編入・在任特例）

厚田村及び浜益村の議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第7条第1項第2号の規定を適用し、石狩市の議会議員の残任期間に限り、引き続き石狩市の議会議員として在任するものとする。

その他